

都幾川村・玉川村合併協議会

第 5 回会議資料

平成 1 7 年 1 月 2 6 日（水曜日） 午後 2 時

玉川村文化センター（アスパピアたまがわ）2 階

第5回都幾川村・玉川村合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第7号 住民説明会の実施について

(2) 協議事項

協議第64号 協定項目5 新町建設計画について

協議第65号 第6回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日時について

4 その他

5 閉 会

報告第7号

住民説明会の実施について

1 開催日程

- | | | | |
|-----|---------------|--------|-------|
| 第1回 | 平成17年2月17日(木) | 午後 7時～ | 玉川会場 |
| 第2回 | 平成17年2月18日(金) | 午後 7時～ | 都幾川会場 |
| 第3回 | 平成17年2月19日(土) | 午前10時～ | 玉川会場 |
| 第4回 | 平成17年2月19日(土) | 午後 3時～ | 都幾川会場 |

2 登壇者

会長、副会長、幹事長、副幹事長及び事務局長

3 内 容

- あいさつ
- 出席者紹介
- 説明(事務局長)
 - ・新町建設計画の概要について(概ね30分)
 - ・行政サービスと住民負担の方向性について(概ね10分)
- 休憩(10分)
- 質疑応答(概ね40分)

4 資 料

- 新町建設計画概要版
- 行政サービスと住民負担の方向性

行政サービスと住民負担の方向性

日常生活に関わりの深い項目について、行政サービスと住民負担がどうなるのか、合併した場合の方向性を示しました。

行政サービス

【行政のしくみ】

No	項目名	現状	方向性
1	役場庁舎・行政窓口	都幾川村役場庁舎・玉川村役場庁舎	現在の玉川村役場を本庁舎、都幾川村役場を分庁舎とします。ただし、証明書発行等、多くの方が利用される窓口サービスは、両庁舎でご利用いただけるようにします。
2	窓口サービスの拡充	両村の窓口時間延長、都幾川村の住民票等郵便局窓口発行と電話予約による休日の住民票交付	合併時までに、利用しやすい窓口運営を検討します。
3	議員数	都幾川村 14 人 / 玉川村 12 人	16 人とします。合併の日から 50 日以内に選挙が行われます。
4	農業委員会委員数	都幾川村 14 人（うち選挙委員 9 人） 玉川村 14 人（うち選挙委員 10 人）	選挙委員は 13 人とします。ただし、合併後 6 か月間は両村の現選挙委員が在任します。
5	役場職員定数	都幾川村 97 人 玉川村 70 人 都幾川、玉川水道企業団 8 人	合併後、職員数の適正化を図ります。
6	行政区	都幾川村 34 区 / 玉川村 21 区	合併時は今までどおりとし、合併後、区長会と協議し決定します。
7	消防団	都幾川村 / 玉川村 団員定数 105 人 / 70 人・消防車 7 台 / 3 台	合併時に組織統合を図ります。
8	防災体制	両村ごとに災害対策本部、防災計画、防災行政無線を設置	災害対策本部は合併時に一本化し、防災計画、防災無線は当面、今までどおりとして段階的に再整備します。
9	公共的団体	社会福祉協議会・商工会・高齢者（生きがい）事業団等	各団体の事情を尊重しながら一本化の調整を進めます。
10	住所の表記	比企郡都幾川村大字桃木 32 番地 比企郡玉川村大字玉川 2490 番地	比企郡ときがわ町大字桃木 32 番地 比企郡ときがわ町大字玉川 2490 番地（例のような表記になります。） 車庫証明の取得は、これまでどおり必要ありません。

【保健・医療・福祉】

No	項目名	現状	方向性
11	予防接種	両村とも、ほぼ同様の事業内容	今までどおり実施します。

12	検診	実施方法、集団個別、利用者負担額等に相違	医療機関と調整し、平成 19 年度から統一します。それまでは、旧村ごとに今までの実施方法を継続します。
13	出産・葬祭	都幾川村 / 玉川村 出産育児一時金 30 万円 / 30 万円 葬祭費 10 万円 / 10 万円	今までどおり受給できます。 国民健康保険加入者のみ
14	出産祝い金	都幾川村のみ実施 出産祝い金 (第 3 子から対象) 5 万円	都幾川村の制度に合わせ、第 3 子から受給できるようになります。
15	児童手当・児童扶養手当等	国の制度のため、両村同額	今までどおり受給できます。
16	乳幼児・児童医療費支給	都幾川村 0 歳～小学校就学前まで、 玉川村 0 歳～小学 3 年生まで支給	平成 18 年 4 月受診分から玉川村の制度に合わせ、小学 3 年生まで受給できるようになります。
17	重度心身障害者医療費支給	県の制度のため、両村同額	今までどおり受給できます。
18	ひとり親家庭等医療費支給	県の制度のため、両村同額	今までどおり受給できます。
19	保育料	金額区分等に相違	平成 18 年 4 月から、国の基準を参考に統一します。
20	敬老祝い金	金額に相違	平成 18 年度から統一します。

【生活環境】

No	項目名	現状	方向性
21	バス	両村とも代替バスを運行	今までどおり運行します。なお、合併後に利便性を考慮し再編成します。
22	上水道	都幾川、玉川水道企業団による給水	給水方法と料金については、今までどおり変わりません。
23	簡易水道	都幾川村にある上水道未普及地域の 後野地区簡易給水施設と大野地内組合営簡易水道 3 箇所	合併後に、後野地区簡易給水施設は上水道に編入し、大野地内の各簡易水道施設は再整備を進めます。
24	ごみ収集	品目・収集回数に相違	合併時は、旧村ごとに今までどおり収集し、準備期間をとって統一します。
25	一般廃棄物収集運搬許可業者・浄化槽清掃業者・汲取り便槽汲取り業者	都幾川村 / 玉川村 一般廃棄物収集運搬業許可業者 4 社 / 6 社 浄化槽清掃業許可業者 3 社 / 2 社 汲取り便槽汲取り業者は、小川地区衛生組合委託業者 1 社は両村共通	合併時に統一します。(両村の現許可業者をご利用いただけます。)
26	生活排水対策	都幾川村では、村が高度処理型浄化槽を設置及び管理する事業を実施 玉川村も平成 17 年度から同事業(負担金・使用料は同額)を実施	都幾川村の制度に合わせ、事業を継続します。
27	都市計画	都幾川・玉川都市計画区域は一つの区域として指定	区域に変更はありません。

【農林・商工・観光】

No	項目名	現状	方向性
28	イベント	木のむらフェスティバル・玉川まつり等	各種祭り、イベントについては今までどおりとします。なお、「木のむらフェスティバル」・「玉川まつり」は合併後に再編成します。

【教育・文化】

No	項目名	現状	方向性
29	通学区域	都幾川村 / 玉川村 小学校 2 / 1 中学校 1 / 1	合併時は今までどおり変わりません。合併後に児童生徒数の動向を踏まえ、弾力的運用に努め、見直しを行います。
30	遠距離通学	都幾川村 / 玉川村 大野・櫛平地区の児童・生徒及び大附地区の 1 ～ 4 年生に路線バス定期券代を補助 / 五明・日影・田黒地区児童にスクールバス運行	合併時は今までどおり変わりません。合併後に通学区域見直しに併せて検討します。
31	奨学資金	都幾川村 / 玉川村 制度なし / 関口茂八奨学基金	合併時に玉川村の制度を基に再編成し、実施します。
32	語学指導助手	都幾川村 / 玉川村 語学指導等を行う外国人青年招致事業（JET）と民間委託 / 民間委託	合併時に再編成し、実施します。
33	海外派遣	都幾川村のみ実施。中学生 16 人をニュージーランドに 9 日間派遣	平成 18 年度から都幾川村の制度を基に再編成し、実施します。
34	村民体育祭	両村とも村民体育祭を実施	合併後に再編成します。それまでの間は今までどおり実施します。
35	体育協会・スポーツ少年団	都幾川村 / 玉川村 体育協会 18 種目 / 9 種目 スポーツ少年団 7 種目 / 4 種目	合併後に団体の意向を踏まえて再編成します。それまでの間は、今までどおりとします。
36	公民館・図書館	設置・運営の方法に相違	合併時に再編成し、運営します。
37	公民館事業	公民館主催行事等	合併後に再編成します。それまでの間は今までどおり実施します。

【地域コミュニティ】

No	項目名	現状	方向性
38	コミュニティ事業	生活改善運動・河川清掃・道路清掃	合併後に再編成します。

住民負担

【地方税等】

No	項目名	現状	方向性
39	地方税(税率)	個人市町村民税・法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税は、両村とも標準税率	今までどおり変わりません。

40	地方税(納期)	都幾川村 / 玉川村 軽自動車税納期 4月 / 5月 その他納期は両村同じ	軽自動車税納期は5月に統一します。 その他は、今までどおり変わりません。
41	国民健康保険 税(医療給付 費分)	都幾川村 / 玉川村 医療給付(年額) 所得割 6% / 5.9%・資産割 35% / 35%・均等割 13,000 円 / 11,000 円・平等割 15,000 円 / 13,000 円・最高限度額 53 万円 / 53 万円 介護給付(年額) 所得割 0.7% / 0.8%・均等割 8,500 円 / 8,400 円・ 最高限度額 8 万円 / 8 万円 国民健康保険基金保有額(被保険 者一人あたり) 約 112,509 千円(37,242 円) / 約 8,770 千円(4,192 円)	税率は、平成18年4月から統一しま す。 (税収入や保険給付費など保険財政の バランスを考慮して調整します。)
42	国民健康保険 税(納期)	都幾川村 / 玉川村 8 期(7 ~ 2 月)・仮算定なし / 6 期 (9,11,1,3 月)・仮算定(5,7 月)	納期は、平成18年4月から都幾川村 に合わせ8期(7月~2月)とし、玉川 村の仮算定は廃止します。
43	介護保険料	都幾川村 / 玉川村(年額) 第1段階 16,600 円 / 15,200 円 第2段階 24,800 円 / 22,800 円 第3段階 33,100 円 / 30,400 円 第4段階 41,400 円 / 38,100 円 第5段階 49,700 円 / 45,700 円	保険料は、平成18年4月から統一し ます。 (保険料収入や保険給付費など保険財 政のバランスを考慮して調整します。)
44	介護保険料 (納期)	都幾川村 / 玉川村 普通徴収納期は6期(4,6,8,10,12,2 月) / 4 期(7,9,11,2 月) 年金から差し引かれる特別徴収納期 は両村6回(年金支払月)	普通徴収納期は、平成18年4月から8 期(7月~2月)とします。 特別徴収納期は今までどおり変わりま せん。

【各種使用料・手数料】

No	項目名	現状	方向性
45	戸籍・住民票 関係交付手 数料	両村とも謄・抄本1通450円、附票・ 住民票・印鑑登録証明各1通200円	今までどおり変わりません。
46	税関係の証明	両村とも1件につき200円	今までどおり変わりません。
47	犬の登録関係 手数料	両村とも登録手数料1頭3,000円、 狂犬病予防注射済票手数料550円	今までどおり変わりません。
48	粗大ごみ収集 運搬手数料	両村とも1個(50円~1,500円)	今までどおり変わりません。
49	施設使用料	両村とも施設ごとに設定	今までどおりの使用料でご利用いた だけます。

協議第 6 4 号

協定項目 5 新町建設計画について

新町建設計画について、別紙のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 6 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

協議第 6 5 号

第 6 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日時について

第 6 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日時について、次のとおり提案する。

協議会開催日時

第 6 回 平成 1 7 年 2 月 2 4 日（木）午後 3 時から

平成 1 7 年 1 月 2 6 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男